

# 令和6年度広島県食品表示適正化推進月間事業実施結果

令和6年 12月1日～12月31日

月間事業の期間中、食品表示を所管する県内の行政機関、食品関係団体及び消費者団体が、食品表示について集中的に点検等を実施しました。

## 1 行政機関による実施結果

食品表示法、健康増進法、景品表示法及び米トレーサビリティ法を所管する行政機関がスーパー等の量販店及び食品製造施設に対して集中的に表示点検を行い、不適正表示の改善等を指導しました。あわせて、食品表示に関する啓発資料を配布しました。

なお、今回発見された不適正表示については、行政機関の指導により、速やかに改善されました。

| 根拠法令        | 点検した施設数                | 不適正表示品目数 |
|-------------|------------------------|----------|
| 食品表示法（品質事項） | 1,522 業種 <sup>※1</sup> | 43 品目    |
| 食品表示法（衛生事項） | 5,712 業種 <sup>※2</sup> | 94 品目    |
| 食品表示法（保健事項） | 1,419 業種 <sup>※3</sup> | 16 品目    |
| 健康増進法       | 1,416 店舗               | 2 品目     |
| 米トレーサビリティ法  | 11 店舗                  | 0 品目     |

※1 広島市・呉市は食品衛生法に基づく許可等業種単位、他は店舗数による計上

※2 食品衛生法に基づく許可等業種単位による計上

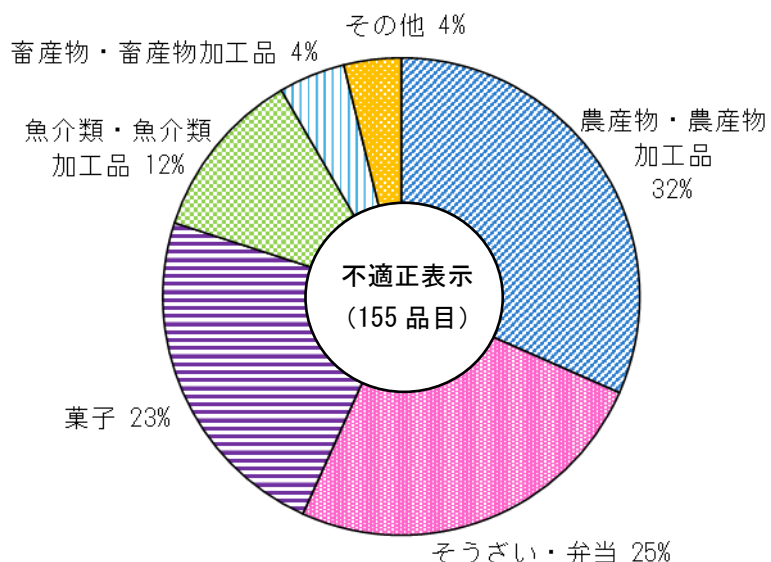
※3 広島市は食品衛生法に基づく許可等業種単位、他は店舗数による計上

### （1）食品の種類別不適正表示内容

そうざい・弁当、菓子、農産物・農産物加工品の順で、必要な表示の欠落や、記載方法の不備等が確認されました。

| 食品の種類別     | 不適正表示品目数  |
|------------|-----------|
| 農産物・農産物加工品 | 49 (34)   |
| そうざい・弁当    | 39 (46)   |
| 菓子         | 36 (40)   |
| 魚介類・魚介類加工品 | 18 (29)   |
| 畜産物・畜産物加工品 | 7 (6)     |
| その他        | 6 (7)     |
| 合 計        | 155 (162) |

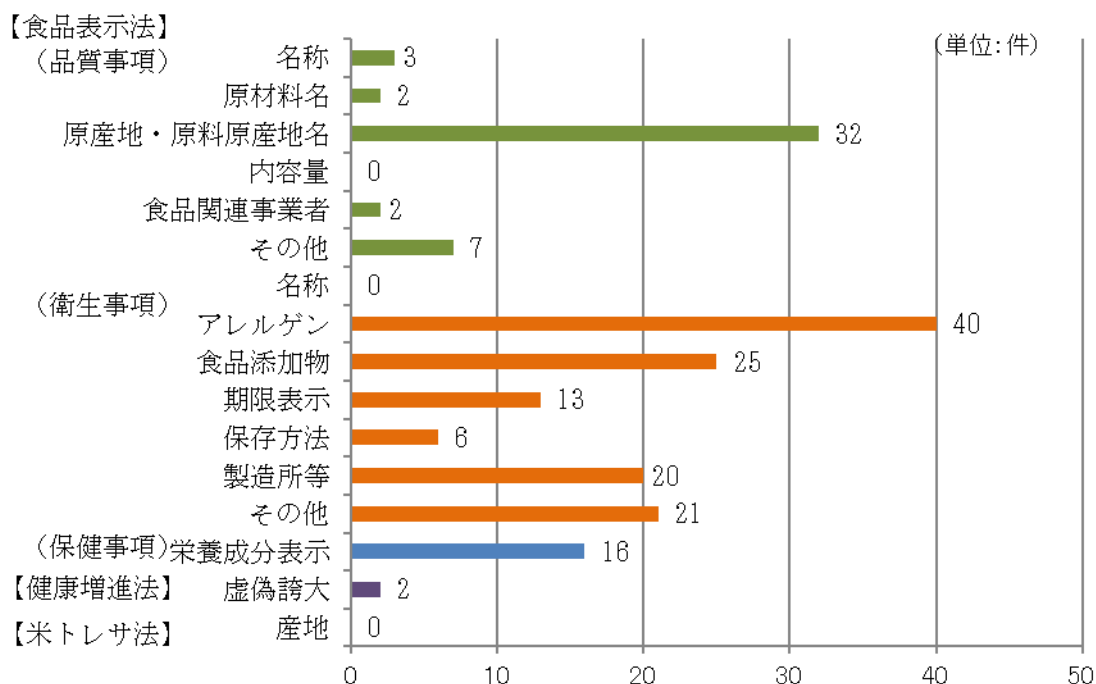
( ) 内は令和5年度結果



## (2) 表示項目別不適正表示の内容

表示項目別では、アレルギーの表示に関する誤りが最も多く確認されました。

他に、原産地・原料原産地名、添加物、製造所等や栄養成分表示等に関する誤りが確認されました。



## (3) 食品表示講習会の開催状況

関係機関が連携して、食品表示に関する講習会を開催しました。

| 実施回数 | 参加者数 |
|------|------|
| 6回   | 248人 |

## 2 食品関係団体による実施結果 ((一社)広島県食品衛生協会、(一社)広島市食品衛生協会)

食品表示の適正化に向けた自主管理を推進するため、食品関係団体による食品関係施設の巡回指導を行いました。

|           | 食品販売施設等   |
|-----------|-----------|
| 巡回指導した施設数 | 4,831 業種※ |

※ 食品衛生法に基づく許可等業種単位

## 3 消費者団体（食品表示ウォッチャー）による実施結果

消費者団体（食品表示ウォッチャー）がスーパー等の量販店で表示点検を実施したところ、不適正表示の疑いがあるカードが4枚提出されました。

行政機関による調査の結果、不適正表示と判断されたものではありませんでした。

なお、栄養成分表示の欠落疑いのあるカード2枚は管轄自治体に情報提供しました。

| 対象食品<br>(チェック項目) | 情報提供カード<br>提出数 | うち疑義枚数 |           |
|------------------|----------------|--------|-----------|
|                  |                | うち疑義枚数 | うち不適正表示品目 |
| のり               | 769            | 4      | 0         |

## 表示項目の説明

|                                      |                                                                                                                                                |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食品表示法                                | ■ 名称                                                                                                                                           |
|                                      | 社会一般に通用する名称を表示します。                                                                                                                             |
|                                      | ■ 原材料名                                                                                                                                         |
|                                      | 原材料と添加物に分けて、製品に占める重量割合の多い順に、一般的な名称を表示します。                                                                                                      |
|                                      | ■ 原産地（生鮮食品に限る）                                                                                                                                 |
|                                      | 農産物にあつては都道府県名（輸入品は原産国名）、畜産物にあつては国産である旨（輸入品は原産国名）、水産物にあつては生産した水域名又は地域名（輸入品は原産国名）を表示します。                                                         |
|                                      | ■ 原料原産地名                                                                                                                                       |
|                                      | 原料原産地の表示が義務付けられた加工食品について、国産品においては「国産」、「都道府県名」または「その他一般に知られている地名」を、輸入品においては「原産国名」を表示します。                                                        |
|                                      | ■ アレルゲンを含む旨                                                                                                                                    |
|                                      | 容器包装された加工食品及び添加物に、特定原材料（８品目：えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））が含まれる場合は、その旨を表示します。                                                                 |
|                                      | ■ 食品添加物                                                                                                                                        |
|                                      | 食品に使用された添加物は、原則として全て表示します。表示にあたっては、原材料と分けて製品に占める重要割合の多い順に表示します。                                                                                |
|                                      | ■ 期限表示（省略可能な場合があります）                                                                                                                           |
|                                      | ＜消費期限＞ 定められた方法で保存した場合で、品質が急速に劣化する食品には、衛生上の危害が生じる恐れのない期間を表示します。                                                                                 |
|                                      | ＜賞味期限＞ 定められた方法で保存した場合で、品質の劣化が比較的緩やかな食品には、食品の品質の保持が可能な期間を表示します。                                                                                 |
|                                      | ■ 保存方法（省略可能な場合があります）                                                                                                                           |
|                                      | 食品の特性に従って、期限表示に沿った保存条件を具体的に表示します。                                                                                                              |
|                                      | ■ 食品関連事業者、製造所等                                                                                                                                 |
|                                      | 表示に対する責任者として、「製造者」「加工者」「輸入者」「販売者」のいずれかの事項名を付して、氏名（法人の場合は法人名）及び住所を表示します。表示責任者と製造所等（製造・加工・輸入者の所在地及び氏名）が異なる場合には、製造所等の所在地及び氏名（法人の場合は法人名）を併せて表示します。 |
|                                      | ■ 栄養成分表示（一部免除される場合があります）                                                                                                                       |
|                                      | 容器包装された加工食品及び添加物に、栄養成分の量（たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）及び熱量を表示します。生鮮食品に任意で表示する場合も、基準に従って表示する必要があります。                                                     |
| 増進法                                  | ■ 健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示等の禁止                                                                                                                    |
|                                      | 健康保持増進効果等について、著しく事実に相違する、又は著しく人を誤認させるような表示を禁止しています。                                                                                            |
| 表示法                                  | ■ 消費者を惑わす誇大な広告や不当な表示等の禁止                                                                                                                       |
|                                      | 商品やサービスの品質、内容、価格等について、著しく事実に相違する、又は著しく人を誤認させるような表示を禁止しています。                                                                                    |
| 米<br>サ<br>ビ<br>リ<br>イ<br>テ<br>ィ<br>去 | ■ 産地情報（米穀・米穀加工品）                                                                                                                               |
|                                      | 米穀や米穀加工品について、産地（国産米は「国産」「都道府県等」、外国産米は「原産国名」）を商品包装やホームページ等で消費者に伝達します。                                                                           |